

平成27年、5年に一度の国勢調査が実施されます。

国勢調査へのご協力をお願いいたします。

あなたの
サポートが、
調査をスムーズに
進めます。

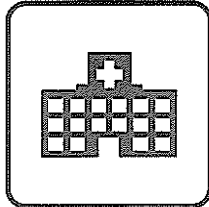
国勢調査については、平成27年
国勢調査広報サイトをご覧ください。

国勢調査 検索

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

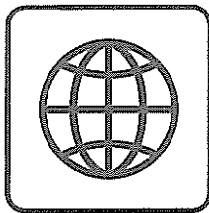
国勢調査 2015

関係機関・団体のみなさま、それぞ



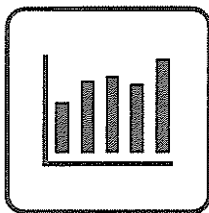
福祉関係・病院関係のみなさま

国勢調査のデータは保健医療福祉計画、健康づくり指針、高齢者保健福祉計画などの基礎資料としても利用されます。円滑な調査へのご協力をお願いします。また、社会福祉施設、病院の関係者の方々が調査員として、調査を実施する協力をお願いします。



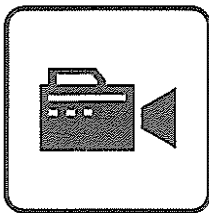
外国人関係団体のみなさま

国勢調査の対象には、日本に住む外国人の方も含まれます。国内の人口や実態を明らかにするという調査の意義をご理解いただき、調査もれのないようご協力をお願いします。



経済界・労働界のみなさま

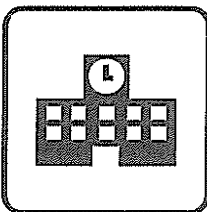
国勢調査から得られるさまざまな統計は、企業活動の活性化及び日本経済の成長のために不可欠な公共データです。円滑な調査へのご協力をお願いします。



報道関係団体のみなさま

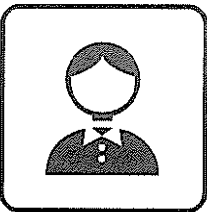
日本に住むすべての人と世帯が対象となる国勢調査では、第一に、すべての人に調査の実施、重要性を知ってもらうことが必要です。ご協力をお願いします。

れにご協力をよろしくお願いします。



教育関係団体のみなさま

国勢調査では、若年層からの調査票の回収がひとつのポイントとなっています。学校を通じた学生への調査周知、学生寮・寄宿舎等の円滑な調査へのご協力をお願いします。



青年関係団体・在留外国人支援団体のみなさま

日本に住むすべての人と世帯を対象とする国勢調査では、外国人の方も調査対象となります。調査の周知や円滑な調査へのご協力をお願いします。



研究機関・シンクタンク関係団体のみなさま

国勢調査の意義や重要性の周知には、有識者やオピニオンリーダーからの情報発信が大変有効です。ご協力をお願いします。

その他

その他団体のみなさま

国勢調査は国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る、国でもっとも重要な統計調査です。ご理解とご協力をお願いします。

平成27年国勢調査について、概要をご説明します。

□調査の期日

平成27年10月1日現在で実施します。

□調査の対象

平成27年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人(外国人を含む)及び世帯を対象とします。

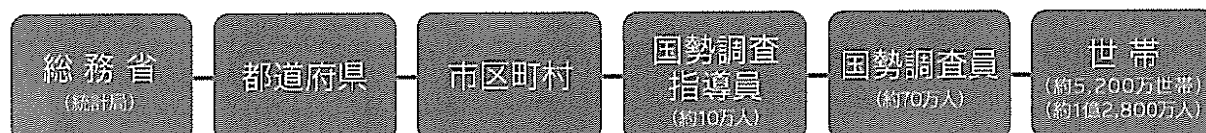
□調査事項

- ◆ 世帯員について…「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など13項目
- ◆ 世帯について……「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など4項目

□調査の流れ

国勢調査は、下の図に示す流れで実施します。

調査は、調査票の配布に先行して調査員が各世帯を訪問し「インターネット回答の利用案内」を配布した後、インターネットによる回答のなかった世帯にのみ調査票を配布する方法で行われます。調査完了後は、すべての調査票が総務省統計局に集められ、独立行政法人統計センターで集計されます。



※ 指導員及び調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

□結果の公表

調査の結果は「人口速報集計」を平成28年2月、その後、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を、平成28年10月末までに公表する予定です。

公表した調査結果については、総務省統計局のホームページのほか、都道府県立図書館などで、どなたでもご覧いただけます。

国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人・世帯からの漏れのない正確な回答が必要となります。調査が正確かつ円滑に実施されるためには、関係者の皆様の幅広いご支援がぜひとも必要ですので、調査関係者がうかがった際には、ご協力をお願いいたします。

国勢調査の活用事例をご紹介します。

各種法令に基づく利用

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法

- ◆ 選挙区の改定(改定案の作成の基準:第3条)

○地方自治法

- ◆ 地方自治法で用いる人口として規定(第254条)

○地方交付税法

- ◆ 地方交付税の算出に利用(第12条)

○その他

公職選挙法、過疎地域自立促進特別措置法、地方税法、政党助成法、都市計画法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令など

行政上の施策への利用

○少子高齢化関連

- ◆ 子育て支援のための施策 ◆ 高齢者福祉対策
- ◆ 児童の健全な育成のための社会環境の整備

○地域活性化関連

- ◆ 都市再生プロジェクト推進事業 ◆ 都市交通計画

○防災関連

- ◆ 防災計画の策定 ◆ 災害復興計画の策定 ◆ 被害予測 ◆ 被害予測システムの開発

学術研究・企業等での利用

○学術研究

- ◆ 将来人口、世帯数の推計 ◆ 生命表の作成

○企業等での利用

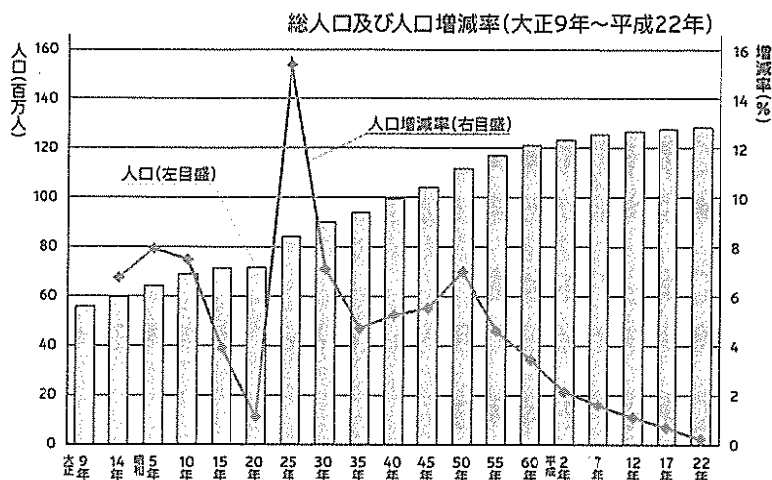
- ◆ 電力需要などの各種需要把握 ◆ 商品開発やサービスの需要予測

国勢調査で、こんなことがわかります。

1

日本の人口及び増減率の推移

日本の人口は、第1回国勢調査(大正9年)から90年間で2倍以上になり、昭和45年に1億人を超えました。平成17年～22年は横ばいで推移しています。

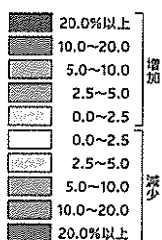


2

市区町村別人口増減率

平成17年～平成22年では、全国の市区町村の7割で人口が減少しています。特に山間地で大幅な人口減少が見られる一方、大都市とその近辺では人口が増加しています。

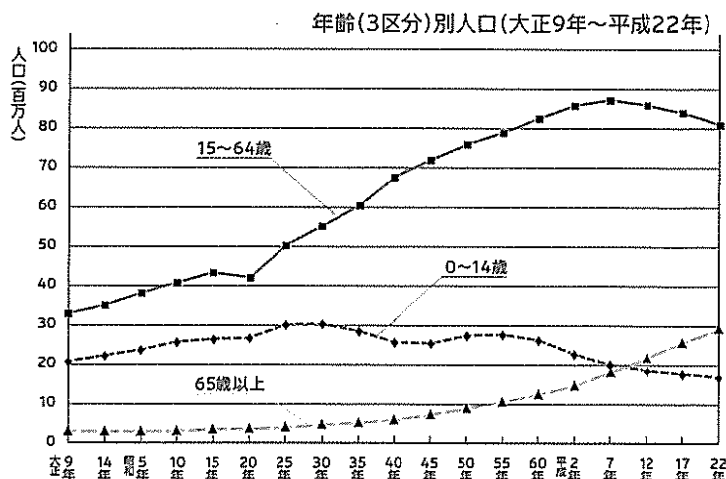
市区町村別人口増減率
(平成17年～22年)



3

年齢3区分別人口の推移

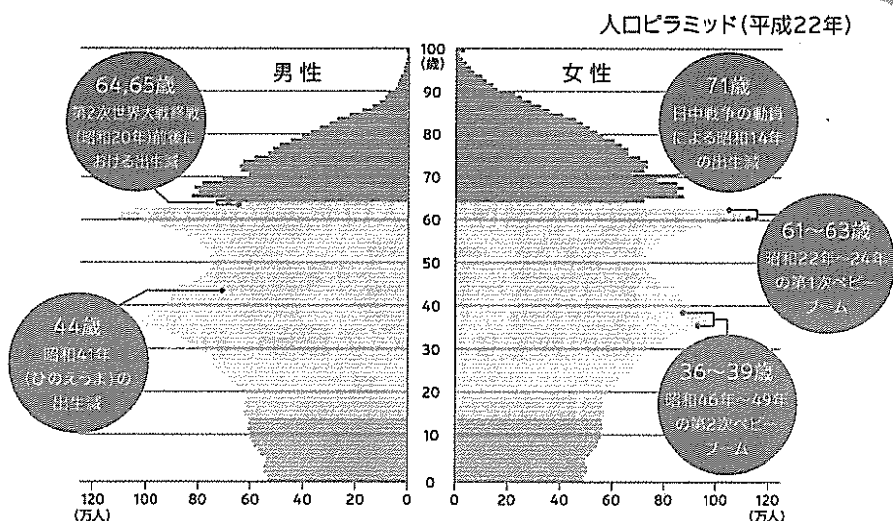
15～64歳の生産年齢人口は平成7年(1995年)をピークに減少傾向にあります。15歳未満(年少人口)が減少する一方、65歳以上(老年人口)は増加しており、少子高齢化の進展が見られます。



4

人口ピラミッド

■ 65歳以上の人口
■ 15～64歳の人口
■ 15歳未満の人口

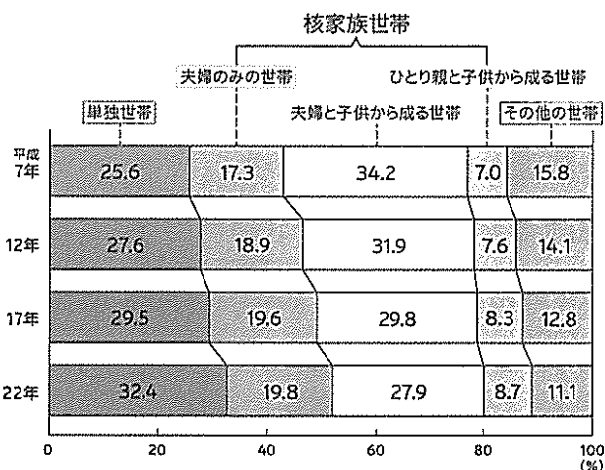


5

一般世帯の家族類型別割合の推移

平成17年と比べると、平成22年における一般世帯に占める割合は「単独世帯」が29.5%から32.4%に上昇し、「夫婦と子供から成る世帯」は29.8%から27.9%に低下している。この結果、「単独世帯」が「夫婦と子供から成る世帯」を上回り、最も多い家族類型となっている。

一般世帯の家族類型別割合の推移(平成7年～平成22年)

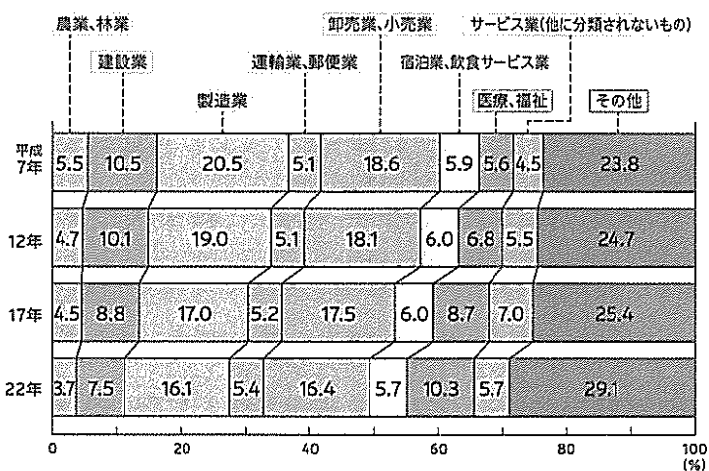


6

産業(大分類)別15歳以上就業者の割合

平成17年と比べると、平成22年では「医療、福祉」が1.6ポイント上昇と最も上昇している一方で、「建設業」が1.3ポイント低下と最も低下している。

産業(大分類)別15歳以上就業者の割合(平成7年～平成22年)



ご存知ですか？ 国勢調査の役割。

◆ 公正な行政運営の基礎を成す情報基盤です ◆

国勢調査では、全国のほか地域別の人口や産業別就業者数などの統計を作成します。これらの統計は、客観的なデータに基づく公正な行政を行うために、衆議院小選挙区の画定や、地方交付税の交付額の算定など、多くの法令に利用が規定されており、「法定人口」とも呼ばれます。また、国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体における各種行政施策の策定・推進はもとより、その評価に広く活用されています。

◆ 国民や企業の活動を支える情報基盤です ◆

国勢調査から得られる様々な統計は、国民が国や地域社会の実態を知るためや、企業や各種団体が商品・サービスの需要予測、店舗の立地計画などの経営管理を行うために幅広く活用されています。また、大学や研究所などの学術・研究機関においては、人口学・地理学・経済学・社会学など社会経済の実態や動向に関する実証的な研究に広く利用され、それに基づいて将来見通しの策定や政策提言などが行われています。

◆ 公的統計の作成・推計のための情報基盤です ◆

国勢調査から得られる統計は、他の様々な公的統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとして活用されています。例えば、将来人口を推計する上での基礎データや、国民経済計算などの加工統計での基準人口として用いられます。また、毎月の失業率を公表している労働力調査などの人・世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、全数調査である国勢調査の統計データを母集団として用いて標本設計が行われます。このように、国勢調査から得られる統計は、公的統計の作成・推計のための情報基盤としての役割を担っています。